

東海市条例第7号

東海市税条例の一部を改正する条例

東海市税条例（昭和44年東海市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第33条の7第1項中「若しくは金銭」を削り、同項第9号を次のように改める。

- (9) 所得税法第78条第2項第4号に掲げる寄附金のうち、知事の所管に属する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連するもの

第33条の7第1項第11号中「及び同項第3号」を「並びに同項第3号及び第4号」に改める。

第35条の2第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第59条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第80条第2項第2号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第118条の9第2項ただし書中「この限りではない」を「この限りでない」に改め、同項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第118条の23第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則第24条中「又は金銭」を削る。

附 則

- 1 この条例は、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。ただし、第35条の2第9項、第59条の2第1項第1号、第80条第2項第2号、第118条の9第2項及び第118条の23第1号の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における改正後の東海市税条例第33条の7第1項（第9号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「寄附金のうち、知事の所管に属する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連するもの」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託（公

益信託に関する法律（令和6年法律第30号）による改正前の公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）の規定により県の許可を受けた公益信託に限る。）の信託財産とするために支出した金銭を含む。）とする。